

「児童教育研究」規定及び投稿要領

1 名称

児童教育学会の学術誌の名称は「児童教育研究」(Childhood Education Research Journal)とする。以下本誌とする。

2 目的

「児童教育研究」は、児童教育に関する質の高い多様な研究を掲載し、児童教育の向上に資することを目的とする。

3 投稿者の要件

本誌に投稿できる者は、本学会員であり、共著の場合、全委員が本学会員でなければならない。また、当該年度の学会費を投稿前までに納入することを要する。ただし、会長及び編集委員会が適当と認めた者についてはこの限りではない。

4 投稿の本数

投稿は、原則として1人1編とする。共同研究の場合、筆頭執筆者として投稿は1編に限り、共同執筆者としては複数の論文の共同執筆者となることができる。

5 執筆・編集に関する倫理要綱

投稿者は投稿論文等の内容および研究手続き全般において、別に定める「児童教育研究執筆要項」、「児童教育研究 編集要綱」、「『児童教育研究』の執筆・編集に関する倫理要綱」を遵守しなければならない。

6 論文等の内容

論文は、少なくとも関連分野の研究者が十分理解できるよう記述することを要する。

7 論文等の区分

投稿区分は、児童教育に関する「研究論文」と「研究ノート」とする。但し、編集委員会で「その他」の区分を設けることがある。

1)「研究論文」は、児童教育に関する独創的な研究結果、新規な方法・結果等で、信頼性が認められ、学問や保育者養成教育の発展に役立つ内容を順序だてて明瞭に記述したものであるとする。

2)「研究ノート」は、研究論文と並立するもので、特定の主題に関して以下のような特徴を持つ論述をさす。

- ①研究動向・事実状況等を展望し研究上の提言を行ったもの
- ②史・資料の紹介に重点をおきつつ、考察をおこなったもの
- ③その他の萌芽的研究を記したもの

3)「その他」は、上記のどの区分にも属さないが児童教育に価値のあるもので、本誌に掲載が適当と認められるものとする。

8 原稿の様式

投稿する者は、「児童教育研究 執筆要項」に定める様式に従って原稿を作成すること。

9 受理条件

「児童教育研究」の執筆・編集に関する倫理要項を熟読の上、下記の事項に留意すること。

- 1) 同一あるいはほぼ同一の投稿論文を本誌以外にも同時期に投稿することは認めない。
- 2) 投稿原稿は、内容の主要な部分が他の研究誌や雑誌等に未発表のものに限る。但し、研究会や学会等の大会・総会等における口頭発表、ポスター発表、資料等を元に分析、考察を深め投稿したものは受理する。その際、オリジナルとなった論文等については本文中に注をつけ明記するとともに、当該論文等編集委員会に提出しなければならない。

10 原稿の投稿

原稿は、定められた期限までに次の1)から4)を提出する。

- 1) 完成原稿(正本)：表題・執筆者名・所属・和文要旨(250字以上 300字以内)・キーワード、図表を挿入した本文原稿(Word形式)
- 2) 完成原稿(正本)：表題・執筆者名・所属・和文要旨(250字以上 300字以内)・キーワード、図表を挿入した本文原稿(PFD形式)
- 3) 査読用原稿(副本)：投稿原稿から執筆者名・所属・謝辞を除いたもの(PDF形式)
- 4) 英文要旨：200語程度(表題・執筆者名・所属・キーワードを記載)

11 執筆者による原稿の控え

原稿の控えを必ず執筆者の手元に残すよう努めるものとする。

12 原稿の取り扱い

投稿原稿は編集委員会で審議(査読を含む)し、次のいずれかに取り扱いを決定する。

A：採用 B：修正して再審査 C：不採用

「修正して再審査」となった場合は、執筆者によって修正された原稿が再提出された時点で再審査となる。期限までに条件を満たす原稿の提出がなかった場合は不採用となる。

1 3 修正原稿の提出

前項において、「B：修正して再審査」となった原稿は、執筆者による修正を行い、定められた期限までに、次の1) から5) を提出する。

- 1) 完成原稿(正本)：表題・執筆者名・所属・和文要旨(250 字以上 300 字以内)・キーワード、図表を挿入した本文原稿 (Word 形式)
- 2) 完成原稿(正本)：表題・執筆者名・所属・和文要旨(250 字以上 300 字以内)・キーワード、図表を挿入した本文原稿 (PDF 形式)
- 3) 査読用原稿(副本)：投稿原稿から執筆者名・所属・謝辞を除いたもの (PDF 形式)
- 4) 修正内容・修正箇所一覧
- 5) 英文要旨：200 語程度(表題・執筆者名・所属・キーワードを記載)

1 4 不採用理由の通知

原稿が不採用となった場合、編集委員会よりその理由が執筆(代表)者にメールにより通知される。

1 5 執筆者による校正

採用が決定された原稿は、執筆者による校正を1回行う。この際、印刷上の誤り以外の訂正挿入等は認められない。

1 6 抜き刷り

執筆者は、希望した場合、抜き刷りを有料で購入することができる。

1 7 公開

掲載された論文等は、本学会ホームページ及び国立情報学研究所(NII)を通じてこれを電子化し公開するものとする。

1 8 投稿原稿提出期日

毎年 9 月末日

1 9 投稿先

電子メール投稿による。

投稿メールアドレス：jikyo.ace@yasuda-u.ac.jp (児童教育学会)

2 0 改訂

本規定等の改訂は、総会の決議による。

付則

本規定は平成20年6月21日より施行する。

本規定は平成25年5月27日より施行する。

本規定は平成26年5月26日より施行する。

本規定は平成28年5月23日より施行する。

本規定は平成30年6月7日より施行する。

本規定及び要領は、2021年6月6日より施行する。